

# 役員及び評議員の報酬等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清滝社福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

## (役員の種類と業務)

第2条 役員の種類は、理事長、副理事長、理事、監事及び評議員とし、下記の通り、その業務を遂行するものとする。

役職	業務
理事長	社会福祉法人の目的を達成し、園の円滑な運営を実施する業務に務める。
副理事長	理事長の補佐として園運営等における理事長代理として務める。
理事	社会福祉法人の目的を達成するため、理事会に出席し園の運営の意思決定に参画する。
監事	社会福祉法人の活動及び理事会の活動における法令等遵守の確認及び財務監査を実施し、適切な運営に資するよう務める
評議員	法人の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督するよう務める。

## (報酬)

第3条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

- 2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議会またはその他の会議・研修等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。
- 3 前項の報酬額とその上限は、次のとおりにする。

役職	報酬（年額）	日当／年間最大5回	年間上限
理事長	50,000円	1,000円	55,000円
副理事長	30,000円	1,000円	35,000円
理事	20,000円	1,000円	25,000円
監事	20,000円	1,000円	25,000円

※) 理事会は、原則として年三回実施、臨時の場合他に二回実施する。

役職	報酬（日額）
評議員	6,000円

4 役員等への報酬の支払いは以下の通りとする。

- ・ 理事への支払いは、毎年1回、3月に行う理事会後に、現金により支払う。
- ・ 評議員への支払いは、毎年1回実施する評議員会後出席者に、現金により支払う。
- ・ 役員等への日当の支払いは、理事会、評議会の実施の都度、出席者に現金により支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、ひらの保育園職員旅費規程に準じて取り扱うこととする。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、評議員会により決議しなければならない。

## 附則

この規程は、平成29年6月10日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改正し、施行する。